

◎総務部長（竹内正隆君）

おはようございます。

事前防災行動計画・タイムラインの導入についてお答えをいたします。

事前防災行動計画、いわゆるタイムラインは、災害の発生を前提といたしまして、防災関係機関が連携して、災害時に発生する状況をあらかじめ想定し共有した上で、いつ、誰が、何をするかに着目いたしまして、防災行動とその実施主体を時系列的に整備した計画であります。

あらかじめ災害発生を予想したタイムラインを策定することで、国・県・市・住民等が連携した対応ができることから、防災・減災対策として非常に有効であるというふうに考えております。

本市は、地震、津波、風水害、火山、雪害等、あらゆる災害が起こり得る可能性があります。このうち、比較的事前の予測が可能である台風の接近に伴う洪水被害への対応につきましては、一級河川である手取川、二級河川である犀川水系の高橋川並びに安原川の3河川につきましては、国・県と調整の上、既にタイムラインを策定し、運用しております。

このタイムラインには、大雨により氾濫が発生する時点で危険水位に到達する時点が災害発生時点と定め、そこからさかのぼった時間ごと、例えば8時間前、5時間前に予想される河川水位に応じまして、国・県・市並びに住民がとるべき防災行動を時系列で示しております。

災害の発生が予想される場合には、先の状況を見越した早目早目の行動を行うことが、防災・減災につながるというものであります。

こうしたことから、タイムラインの考え方を取り入れました防災訓練の企画、実施、そして市民への周知啓発などを行いまして、防災意識の向上に努めていきたいと考えております。

以上です。